

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：工業用水道事業会計

事業名	工業用水道事業		
事業開始年月日	昭和35年10月10日	地方公営企業法の適用・非適用	<input checked="" type="checkbox"/> 適用 <input type="checkbox"/> 非適用
団体名※	横浜市	職員数※(H19. 4. 1現在)	49
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	6.0円(H18)	公営企業債現在高(百万円)	5,900
累積欠損金(百万円)	0	利益剰余金又は積立金(百万円)	45
不良債務(百万円)	0	財政力指数※	0.95(H18)
資金不足比率(%)	資金不足額なし	実質公債費比率※(%)	26.2(H19)
		経常収支比率※(%)	91.4(H18)

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。

なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成〇年〇月〇日 合併前市町村：]

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 □にしを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	横浜市工業用水道事業経営健全化計画
計画期間	平成19年度～23年度
計画策定責任者	横浜市水道事業管理者 水道局長 大谷幸二郎
既存計画との関係	横浜市工業用水道事業中期経営計画（平成18年度～22年度）
公表の方法等	ホームページへの掲載、常任委員会等で報告
基本方針	横浜市では、今後の20年間に展望した市政の基本方針となる「横浜市基本構想」と、これを着実に具体化していくための5か年（平成18年度～22年度）の実施計画となる中期計画を既に策定しています。 工業用水道事業においては、今後、料金収入の減収が見込まれている中、今後とも効率的な事業経営を進め、施設の更新改良を引き続き実施する必要があることから、工業用水道事業の基本となる施策目標及び取り組むべき施策事業を示し、事業経営の指針・目標とします。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	0	0	178	178
	補償金免除額	0	0	48	48
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額	0	0	0	0
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	0	0	71	71

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	工業用水道事業債	111,017	165,442	177,671	454,130
	合 計 (A)	111,017	165,442	177,671	454,130
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	※上記のうち				
	合 計 (B)	0	0	0	0
公営企業で負担するもの (A)-(B)		111,017	165,442	177,671	454,130

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
	合 計 (A)				
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	※上記のうち				
	合 計 (B)				
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	工業用水道事業債	221,933	344,887	70,396	637,216
	合 計 (A)	221,933	344,887	70,396	637,216
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	※上記のうち				
	合 計 (B)	0	0	0	0
公営企業で負担するもの (A)-(B)		221,933	344,887	70,396	637,216

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
 2 必要に応じて行を追加して記入すること。

II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>工業用水道事業は、平成12年度に16億7千万円あった繰越欠損金を平成16年度に解消し、以来、3年連続して利益剰余金を計上しています。</p> <p>また、資本的収支においては、企業債発行額を大幅に抑制し、横浜型プライマリーバランスの黒字維持に努めた結果、ピーク時の平成13年度には69億8千万円あった企業債残高を平成18年度は59億円に縮減しました。</p>
経営課題	<p>課題 ① 経営改革の推進</p> <p>横浜市の工業用水道事業は、これまで業務執行体制の見直し、事務管理業務の電子化などにより定数の削減を行ってきました。</p> <p>今後、料金収入が減少する中、老朽化した施設の更新に多額の費用がかかることから、引き続き、経営の効率化を推進し、経営改革により得た成果として内部に確保された資金を施設の更新等に充当していきます。</p> <p>今後も、スリムで効率的な業務の執行体制を目指して、組織機構の簡素化や業務執行の効率化など、経営改革に取り組む必要があります。</p>
	<p>課題 ② 老朽化施設の更新</p> <p>横浜市の工業用水道事業は、昭和35年度に供給を開始し、その後、2回にわたる拡張工事を経て、日量36万2,000m³の給水能力をもって本市工業を支えてきました。多くの施設が40年を経過し、老朽化していることから、施設の更新を計画的に進めていく必要があります。</p>
	<p>課題 ③ 財政基盤の強化</p> <p>今後は老朽化した工業用水道管の更新や耐震化、バックアップ施設の建設を行うために多額の資金が必要となります。借入金を多くすると、将来財政の硬直化を招くことが懸念されることから、経営改革によって、財政の健全性を強化しながら企業債への依存を可能な限り減らしていく必要があります。</p> <p>今後の財政運営としては、現在の料金水準を維持しながら、経営改革の継続により得た利益などの内部資金を、老朽化した施設の更新、耐震化やバックアップ施設の建設などに積極的に活用していくことが課題となっています。</p>
留意事項	<p>水需要の動向：工業用水の契約水量は、高度経済成長に伴う水需要の動向により、昭和51年度にはピークの日量312,200m³に達しましたが、その後は、企業の水使用の合理化や産業構造の変化等により逡減し、近年は日量27万～28万m³で推移しています。今後についても、減少傾向で推移するものと考えています。</p>

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

■平成17年度公営企業年鑑(総務省HPより抜粋)

■比較対象とした都市は、工業用水道事業経営指標(総務省HP)の類型別事業で、配水能力200,000m³/日以上、かつ政令指定都市であることを条件に抽出。

項目	横浜市	川崎市	名古屋市	大阪市	北九州市
1. 施設及び業務					
(1)取水能力(m ³ /日)	363,000	571,000	210,000	306,000	372,900
(2)水利権(m ³ /日)	332,000	441,000	100,000	306,288	372,900
(3)導送配水管延長(m)	108,352	106,632	95,238	302,469	145,305
(4)浄水場設置数	3	2	3	2	4
(5)配水能力(m ³ /日)					
計画	362,000	560,000	203,000	300,000	275,000
現在	362,000	560,000	140,000	300,000	224,900
(6)年間総配水量(千m ³)	48,130	147,780	18,743	33,440	57,544
(7)一日平均配水量(m ³ /日)	131,863	404,877	51,351	91,616	157,655
(8)契約水量(m ³ /日)	276,400	521,540	62,447	142,815	169,635
(9)有収水量(千m ³)					
計量分	48,113	147,773	18,508	32,821	52,603
料金算定分	101,979	190,477	24,397	42,591	62,204
(10)施設利用率	36.4	72.3	36.7	30.5	70.1
(11)有収率	100.0	100.0	98.7	98.1	91.4
(12)契約率	76.4	93.1	44.6	47.6	75.4
2. 財務分析					
(1)自己資本構成比率	64.8	52.3	95.0	70.7	68.2
(2)固定資産対長期資本比率	90.8	83.1	89.5	86.2	96.6
(3)流動比率	431.6	371.7	569.0	197.8	573.6
(4)総収支比率	124.6	103.7	103.5	86.7	123.5
(5)営業収支比率	135.5	101.5	112.1	95.3	138.6

(3) 経営指標等

(単位:%)

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
資金不足比率 (%) (再掲)										
料金回収率※ (%)	106.7	112.9	120.7	121.0	123.3	103.8	102.3	103.8	107.5	107.5
総収支比率(法適用) (%)	129.3	116.5	124.1	124.5	128.0	105.2	104.2	105.8	109.1	109.1
経常収支比率(法適用) (%)	129.3	115.8	124.1	124.5	128.0	105.2	104.2	105.8	109.1	109.1
営業収支比率(法適用) (%)	120.5	126.6	136.3	135.4	138.7	115.9	111.2	112.6	116.3	116.3
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)	24.7	9.2								
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)										
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用) (%) (再掲)										
繰入金比率	収益的収入分 (%)									
	うち基準内繰入金 (%)									
	うち基準外繰入金 (%)									
	うち料金収入に計上すべき繰入等 (%)									
	うち赤字補てん的なもの (%)									
	資本的収入分 (%)									
	うち基準内繰入金 (%)									
	うち基準外繰入金 (%)									
うち赤字補てん的なもの (%)										

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m³) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	平成13年4月1日 料金改定（平均改定率13.9%） 収支見通し期間中の料金改定は見込んでいません。 工業用水の契約水量は、産業構造の変化や水使用の合理化等により、近年、逡減してきましたが、今後も逡減傾向で推移するものと考えられることから、これに伴い、工業用水道料金収入も少しずつ減少していくと見込んでいます。
2 他会計繰入金の見込み	該当ありません。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	施設の老朽化対策として、耐用年数に達する計装設備等諸設備の更新を進めるとともに、漏水・破裂の恐れのある老朽管は、耐震管へ計画的に更新します。 また、施設の耐震化として、沈殿池や調整池等の耐震補強を進めるとともに、水管橋の耐震化を図るほか、送配水管等のうち耐震性に問題のある継手部の耐震化を図ります。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	工業用水道料金収入が厳しい状況にありますが、組織の簡素化、業務の委託化、職員定数の削減などの経営効率化の実施により、今後も、現在の料金水準を維持しながら、経営改革の継続により得た利益などの内部資金を活用し、健全な財政状況を維持します。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
<p>1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公務員の職員数の純減の状況 ○ 給与のあり方 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方 ◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方 ◇ 退職時特昇等退職手当のあり方 ◇ 福利厚生事業のあり方 	<p>進捗状況：平成18年度の職員数は55人で19年度は50人なので5人の純減となります。「集中改革プラン」の計画どおり、順調に進捗しています。達成見込：当初計画どおり平成22年度で約35人とします。【Ⅱ課題①】</p> <p>職員が前向きに職務に取り組み、その努力が報われるように、職務や職責に応じた給与水準に見直すとともに、昇給に人事考課の結果を反映させる仕組みを導入します。平成19年度は以下の取組みを行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給料表の級構成の見直し(10級制→8級制、責任職は5級構成とし部次長を廃止、一般職員は3級構成とし、主任を廃止) ・給料水準を最大7%引き下げ、地域手当を段階的に改定(若年層の引き下げ幅を抑制し、高齢層の引き下げを強めることにより年功的な昇給カーブをフラット化) ・勤務実績に基づく昇給制度の導入 ・昇給時期を4月に一本化 <p>なお、平成18年度末をもって、特殊勤務手当(交替勤務手当、休日等緊急対策手当、特別業務手当)を全廃しました。</p> <p>・19年12月から全職員について給料をマイナス改定します。</p> <p>・20年を目途に更なる給与水準の見直しを検討中です。</p> <p>(特別昇給については、平成17年1月1日に廃止しました。支給月数についても、平成17年4月から国準拠の59.28月となっています。)</p> <p>・健康保険組合、職員厚生会の事業主負担割合は平成18年度に1：1としたところです。</p>
<p>2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 維持管理費等の削減その他経営効率化に向けた取組 ○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用 	<p>平成18年度に工業用水課の事務所を統合し、組織・機構を簡素化しました。今後は、管路維持業務を水道部門へ事務委託していきます。また、漏水防止金具、PIP(パイプインパイプ)工法など工事におけるコスト削減を積極的に推進します。【Ⅱ課題①、②】</p> <p>鶴ヶ峰沈殿池の浄水処理業務について委託化を検討し、これを進めます。【Ⅱ課題①】</p>

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保 ○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	平成13年4月1日 料金改定を実施(平均改定率13.9%)し、二部料金制を導入しています。【Ⅱ課題③】 (基本料金 25.1円/㎡、基本使用料金 4円/㎡)
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入 ○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開 ○ 行政評価の導入	<p>「横浜市工業用水道事業中期経営計画」を18年12月に策定・公表しています。この中期経営計画には、計画期間中に取り組む組織・機構の簡素化、職員定数の削減等の経営効率化策を記載しています。</p> <p>この計画に定めた施策・事業及び経営効率化策の進行管理は、年度当初に水道局の運営方針として公表し、年度の中間振り返り・年度末の振り返りを通じて進捗管理を行い、水道局ホームページにて公表しています。</p> <p>財務情報の公開では、毎年度の予算、決算情報について議会の議決・認定後、横浜市水道事業概要及び水道局ホームページにて公表しています。また、決算の速報値については、翌年度7月頃に記者発表を行い、水道局ホームページに公表しています。</p> <p>横浜市では、行政評価の取組として、全職場における全職員の参加による「民間度チェック」を15年度から実施しています。これは、単に民営化、委託化できる事業を洗い出すものではなく、民間の優れたコスト意識や迅速化、顧客本位の考え方を取り入れることを目指しております。18年度からは、評価の客観性や改革・改善の実効性を一層高めるため、監査委員による行政監査の中に、「民間度チェック」を組み込んだ新たな「横浜型行政評価システム」を導入しました。</p> <p>また、公共事業における効率性及び実施過程の透明性の向上を図ることを目的として、市が実施する公共事業に関し、事業着手前から完了後までの各段階において、事業の必要性や効果等を客観的に評価し、公表する公共事業評価制度を設けています。</p>
5 その他	横浜市では、市債残高の減少を目指すため、「市債発行額を、その年度の元金償還予算額の範囲内に抑える」、とともに、市債以外の収入確保と支出抑制を徹底し、「当該年度の収入で、利払いを含む当該年度の支出を賅う」とし、この「横浜方式のプライマリーバランス」の黒字を維持していますが、工業用水道事業においても「横浜方式のプライマリーバランス」の黒字を維持しています。【Ⅱ課題③】

注1 上記区分に応じ、「Ⅱ 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、Ⅱに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「Ⅴ 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。
 なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	平成14年度から18年度で5人の職員定数の削減を行ってきましたが、今後も、簡素で効率的な執行体制の構築を進めることにより、職員定数を平成22年度までに約35人(17年度に比べ、約20人、約35%削減)としていきます。【Ⅱ課題①】【Ⅳ施策1】
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	繰越欠損金は、平成16年度に解消済みです。【Ⅱ課題③】【Ⅳ施策3】
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	該当ありません。
4 その他	収益の確保や、管路の維持管理について水道事業への委託を進めるなど経費の節減に努めるとともに、企業債の発行額を可能な限り抑制し、財政の健全化に努めます。特に収入面においては国庫補助金の確保に努めるとともに、資産の有効活用を進めていきます。【Ⅱ課題③】【Ⅳ施策5】 また、財政の健全化などにより得た資金を、老朽化した施設の更新に活用していきます。【Ⅱ課題②】【Ⅳ施策2】

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下(1)から(5)までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

(各事業共通留意事項)

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費(人件費、物件費、維持補修費等)に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化(例:職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等)することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目(資産売却益、工事コスト縮減等)については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、Ⅳの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費(退職手当以外の職員給与費)その他改善額を計上することが可能なものの合計(「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計)を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「(参考)補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額(補償金免除(見込)額)であり、Ⅰの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示(留意事項)に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 線上償還に伴う経営改革促進効果 (つづき)

2 年度別目標等

(2) 工業用水道事業

① 年度別目標

(単位:百万円、%)

課 題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決 算)	平成15年度 (計画前4年度) (決 算)	平成16年度 (計画前3年度) (決 算)	平成17年度 (計画前々年度) (決 算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実 績	平成19年度 (計画初年度) (予 算)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計
【収入の確保】													
4	料金改定率												
	改善額(料金の適正化)※1												
	資産の有効活用												
	改善額(収入増額)		22				22						
	水需要の開拓												
	改善額(開拓による収入増額)												
	その他()												
	改善額												
【経費の削減】													
1	職員給与費の適正化												
	職員給与費(退職手当以外)	538	514	493	467	425		455	436	368	300	300	
	改善額	34	58	79	105	147	423	-30	-11	57	125	125	266
	給与水準	285	276	266	257	237		241	231	195	159	159	
	改善額	10	19	29	38	58	154	-4	6	42	78	78	200
	その他()	253	238	227	210	188		214	205	173	141	141	
	改善額	24	39	50	67	89	269	-26	-17	15	47	47	66
	職員給与費(退職手当)												
1	職員数(人)	59	58	57	56	55		50	48	41	34	34	
	増減数(人)	△1	△1	△1	△1	△1	△5	△5	△2	△7	△7	0	△21
4	維持管理費等	29	18	29	18	20		57	2	2	2	2	
	改善額(適正化)	17	28	17	28	26	116	-37	18	18	18	18	35
4	維持管理費負担金	0	0	0	0	8		15	20	20	20	20	
	改善額(縮減額)	0	0	0	0	-8	-8	-7	-12	-12	-12	-12	-55
	工事コスト※2												
	改善額												
	配水能力の見直し												
	改善額												
	累積欠損金比率	24.7	9.2	-	-	-		-	-	-	-	-	
	増 減	-27.9	-15.5										
	企業債現在高	6,959	6,965	6,679	6,253	5,900		5,639	5,349	5,088	4,839	4,592	
	増 減	-21	6	-286	-426	-353		-261	-290	-261	-249	-247	
	計画前5年間改善額 合計						553						246
	改善額 合計												48
	(参考) 補償金免除額												

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

注2 ※1「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

※2「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

3 改善額の算出方法については、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

② 経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決 算)	平成15年度 (計画前4年度) (決 算)	平成16年度 (計画前3年度) (決 算)	平成17年度 (計画前々年度) (決 算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
一日平均配水量(m)の総計(全施設)①	129,268	139,052	133,455	133,509	126,515	132,100	131,200	130,400	129,400	129,400
一日配水能力(m)の総計(全施設)②	362,000	362,000	362,000	362,000	362,000	362,000	362,000	362,000	362,000	362,000
施設利用率(%) (①/②×100)	35.7	38.4	36.9	36.9	34.9	36.5	36.2	36.0	35.7	35.7
供給単価(円/㎡)	27.0	27.2	27.4	27.7	27.5	27.0	27.1	27.1	27.1	27.1
給水原価(円/㎡)	25.3	24.1	22.7	22.9	22.3	26.0	26.5	26.1	25.2	25.2

③ 施設利用率改善についての方策

注1 本項目については、計画前年度決算見込において施設利用率が6割未満の団体のみ記入すること。

注2 「施設利用率改善計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。

本市の工業用水道事業にあっては、企業における水利利用の合理化や産業構造の変化等により需要は低迷しており、今後においても事業を取り巻く経営環境は厳しい状況が続くものと考えています。このため工業用水道事業経営健全化計画を積極的に推進し、財政基盤の強化を図ってまいります。
また事業経営に当たっては、抜本的な施設利用の改善策を容易に見い出せない現状にあります。これまで以上に使用者であるユーザー企業との意見・情報交換を密にし、その理解と協力のもと事業運営を進めるほか、新規需要の開拓について、インターネットHPなどITの積極的活用のほか、パンフレットの適宜更新など需要の掘り起こしに努めます。

(なお、契約水量ベースにおける利用率(契約率)は18年度で75.9%となっていますが、実使用水量と契約水量の乖離からユーザー側から契約水量引き下げの要望が出されるなど、工業用水道事業ならではの料金制度のあり方・課題について整理・検討する必要があると考えています。)